

新型コロナウイルス感染症特別利子補給金 概要

小浜市産業部商工観光課

■ 事業内容

○ 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け業況が悪化したことにより、福井県経営安定資金（以下「経営安定資金」という。）の融資を受けた中小企業者に対し、当該融資に係る利子補給を行うことにより、その経営の安定を図る。

○ 概要

新型コロナウイルス感染症の企業への影響を更に緩和するため、下記のとおり利子補給を行う。

- ①新型コロナウイルス対策分（20%減）
利子補給全額 当初3年間
- ②業況の悪化している業種対策分（5%減）
利子補給全額 当初1年間
- ③危機関連保証支援分（15%減）
利子補給全額 当初1年間

○ 取扱期間（経営安定資金）

令和2年12月31日までに保証申込

■ 事業イメージ

福井県および小浜市の支援制度

資金名	融資対象者	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料補給	小浜市の利子補給補助金
福井県経営安定資金要綱2(4) 新型コロナウイルス対策分	セーフティネット保証4号 [20%減]に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者	8,000万円	運または設10以内	0.90%	県全額	補給率：全額 補給期間：当初3年間
福井県経営安定資金要綱2(5) 業況の悪化している業種対策分	セーフティネット保証5号 [5%減]に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者			1.00%	県1/3 市1/3 (市限度額10万円)	補給率：全額 補給期間：当初1年間
福井県経営安定資金要綱2(6) 危機関連保証支援分	危機関連保証(15%減) に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者			0.9%	県1/3 市1/3 (市限度額10万円)	補給率：全額 補給期間：当初1年間

新型コロナウイルス感染症特別利子補給金制度 手続きフロー図

